

ワーク・ライフ・バランス推進企業募集中！

岐阜県では、従業員の「仕事と家庭の両立支援」に取り組む県内の企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録します。（届出書を提出するだけで簡単に登録でき、登録料もかかりません。）



● 対象企業等（各種団体、個人事業主も対象です）

岐阜県内に本社又は事業所を有すること

（本社・本店だけでなく、支社・支店など系列事業所の登録もできます）

● 登録するとこんなメリットがあります

＜登録企業やその従業員が金利優遇措置を受けることができます！＞

・県内の優遇制度を設けている金融機関で、登録企業対象の資金融資や従業員が利用する各種ローンなどで金利優遇措置を受けることができます。

取扱金融機関(五十音順)	商品名(一例)	対象	内容
大垣共立銀行	マイカーローン	従業員	年1.0%優遇
岐阜県 JA バンク	マイカーローン	従業員	年0.1%優遇
岐阜信用金庫	フリーローン	従業員	年1.0%優遇
十六銀行	ライフサポートプラン	従業員	年1.5%優遇
関信用金庫	カーライフプラン	従業員	年0.5%優遇
高山信用金庫	定期積金	従業員	年0.1%優遇
東海労働金庫	ろうきんローン	従業員	通常より優遇
東濃信用金庫	ファミリーローン	従業員	年1.0%優遇
飛騨信用組合	フリーローン	従業員	年0.3%優遇
益田信用組合	職域ローン(企業の宝)	従業員	年0.5%優遇

※商品名及び内容については、一例であり、詳細は各金融機関へお問い合わせください。

＜県中小企業振興支援資金融資制度「SDGs推進資金」が年利0.8%で利用できます！＞

「SDGs推進資金」の内容(一例)

融資利率	年0.8%
融資限度額	運転資金 4,000万円
	設備資金 10,000万円
信用保証	無担保:年0.45~1.0% 有担保:年0.35~0.9% (県信用保証料補給率:0.0~0.9%)

担保については原則無担保

※学校法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人等は対象となりませんが、従業員300人以下の、医療法人及び医業を主たる業とする社会福祉法人、社団法人、財団法人については対象となります。詳細は金融機関へお問い合わせください。

市町村で独自に利子補給を実施しているところがあります。

◀ 県の建設工事入札参加資格審査において、加点されます！ ▶

- ・常時雇用従業員数が300人以下の県内業者で、前年の12月31日時点で登録をしていれば、主観点数が10点加点されます。

◀ ジンサポ！ぎふで特典があります！ ▶

- ・岐阜県中小企業総合人材確保センターにおいて、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として求人を出すことができます。

◀ 企業イメージの向上につながります！ ▶

- ・県のホームページで登録企業名を紹介します。
- ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業シンボルマーク」を使用して、登録企業であることをPRできます。
- ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」を発行します。
※登録企業には「ワーク・ライフ・バランス推進企業ステッカー」をお配りしています。



「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」
(A4 サイズ)



「ワーク・ライフ・バランス推進企業ステッカー」
(8cm×22cm)

● 登録方法（随時受付をしています！）

県のホームページ内「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」の登録フォームから、新規登録・更新手続きができます。

詳細はこちらから

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録

検索

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書」（別記様式）のご提出でも登録ができます。FAXまたは郵便でお送りください。

＜登録タイプ＞

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定して『いない』→タイプ1
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定して『いる』→タイプ2

※タイプ2での登録を行う場合は、労働局の受付印のある次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（第一面）及び（第二面・第三面）もお送りください。

＝宛先・お問い合わせ先＝

岐阜県 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 企画係
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-8237(直通) FAX 058-278-2611

岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進に関する情報は、以下のURLから

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/work-life-balance/c11234/kosodate-shien.html>